# 平成18年度資金管理業務に関する事業報告書(案) (平成18年4月1日~平成19年3月31日)

本財団は、平成15年6月24日に「使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)」第92条に規定する資金管理法人に指定されており、法第93条に規定する資金管理業務を適正、確実かつ効率的に実施していくこととなっている。

平成18年度事業として実施した主要なものは以下のとおり。

#### 1. リサイクル料金等の収受

平成17年1月1日の本格施行後販売される自動車については新車登録・検査時までに、制度本格施行時の既販車のうち、継続検査、中古新規登録・検査又は構造等変更検査を受けるものについては最初の継続検査、中古新規登録・検査又は構造等変更検査時までに、継続検査等を受けずに使用済自動車となるものについては引取時に、自動車所有者からリサイクル料金等の収受を行った。

なお、平成18年度は新車登録・検査時預託約563万台分(約622億円)、 継続検査時等預託約2,077万台分(約2,060億円)、引取時預託約206万 台分(約151億円)が預託された。

#### 2. リサイクル料金の管理・運用

自動車所有者から収受したリサイクル料金を安全かつ確実な方法により 管理し、運用の基本方針、運用計画に基づいて管理・運用した。

なお、平成18年度の新規運用額(債券の償還金・利息の再投資金額を含む)は、約2.966億円であった。

## 3. リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し

自動車が使用済みになった場合のリサイクルに要する費用等として、リサイクル義務を負う自動車製造業者等又は指定再資源化機関((財)自動車リサイクル促進センター再資源化支援部)、及び情報管理センター((財)自動車リサイクル促進センター情報管理部)に、該当の自動車に係わるリサイクル料金の払渡しを行った。

なお、平成18年度はシュレッダーダスト約337万台分(約199億円)、フロン類約245万台分(約51億円)、エアバッグ類約70万台分(約13億円)、 情報管理料金約356万台分(約7億円)であった。

## 4. 中古車輸出時のリサイクル料金の返還

自動車の所有者がリサイクル料金が預託済みの自動車を輸出した場合、 当該所有者の申請に基づき、確実に輸出がなされたことを証する書類など の提出を受けリサイクル料金を返還した。

なお、平成18年度は約38万台(約37億円)であった。

# 5. 特定再資源化預託金等の確定と出えん

経済産業・環境大臣の承認を受けて、指定再資源化機関((財)自動車リサイクル促進センター再資源化支援部)による離島対策等支援事業へ約414百万円、及び情報管理センター((財)自動車リサイクル促進センター情報管理部)による電子マニフェスト事業、書面利用移動報告事業等へ350百万円を出えんした。

### 6. 資金管理システムの運営・管理

リサイクル料金等の収受・管理・払渡し等を行うために必要なシステム(資金管理システム)全般について、安定した運営・管理を行った。

### 7. 理解普及活動の実施

自動車所有者・ユーザー、関係事業者に対して、法及び自動車リサイクルシステムの仕組みを理解いただくため、行政機関や(社)日本自動車工業会等をはじめとする各種団体と連携をとり、広報媒体の多様化を図り理解普及活動を実施した。

以上